

帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料（月額12万円）の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成29年1月以降要介護2）での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分（月額12万円）及び同年4月分（月額10万円）の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1及び同X2（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

(1) X1分

精神的損害（増額分）

(2) X2分

精神的損害（増額分）

2 期間及び金額

(1) 上記(1)について

ア 平成23年3月11日から同年4月末日まで 金72,000円

イ 平成28年3月1日から平成29年5月末日まで

金360,000円

(2) 上記(2)について

ア 平成23年3月11日から同年4月末日まで 金110,000円

イ 平成25年10月1日から平成29年5月末日まで

金1,280,000円

第2 和解金額

被申立人は、第1項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,822,000円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年11月20日

(仲介委員 板橋 愛子)